

平成31年1月31日、2月1日開催、実務協議会（冬季）

配布資料（民事局・行政局）

「民事・行政事件の現状と課題」



目 次【運用改善編】

- 1 地方裁判所の民事事件について
 - (1) 民事通常訴訟事件を取り巻く最近の状況
 - (2) 民事部の機能の活性化（合議の充実、活用等）
 - (3) 審理運営の更なる改善
- 2 簡易裁判所の民事事件について
 - (1) 民事訴訟
 - (2) 民事調停
 - (3) 地方裁判所と簡易裁判所の連携と役割分担
- 3 倒産事件について
 - (1) 破産事件
 - (2) 再生事件
- 4 民事執行事件について
 - (1) 不動産執行事件
 - (2) 執行官をめぐる状況
- 5 地方裁判所の行政事件について
 - (1) 行政事件をめぐる動向と審理運営上の課題
 - (2) 行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行後の状況等
- 6 地方裁判所の国家賠償事件について
- 7 労働関係事件について
 - (1) 労働関係事件をめぐる動向と審理運営上の課題
 - (2) 労働審判事件取扱支部の拡大
 - (3) 適切な解決機関及び解決手続の選択の促進
 - (4) 労働審判手続におけるテレビ会議の活用に向けた取組
- 8 知的財産権関係民事事件について
 - (1) 知的財産権関係民事事件をめぐる動向と審理運営上の取組
 - (2) 国際交流・情報発信
 - (3) ビジネス・コート

（注1）民事局所管事件に関する統計データ及び運用改善・法改正に関する議論の詳細等は、J・NETポータルの「民事情報データベース」（ミンフォ）に掲載しています。

（注2）行政局所管事件（行政事件、国家賠償事件、労働関係事件及び知的財産権関係事件）に関する統計データ及び各種資料等については、J・NETポータルの「行政・労働・知財情報データベース」（G-de-sk）に掲載しています。

1 地方裁判所の民事事件について

(1) 民事通常訴訟事件を取り巻く最近の状況

地方裁判所の民事訴訟事件の新受件数は、平成22年以降減少傾向にあります。また、既済事件の平均審理期間は、平成22年以降長期化していたものが平成28年には短縮に転じていますが、実質的に争いのある事件では長期化傾向が続いており、特に争点整理手続の期間が長期化しています。

ところで、近時は、社会情勢の変化、情報技術の進展、価値観の多様化等を背景として、裁判所の判断が国民の社会経済活動に大きな影響を与える訴訟が増え、裁判所の審理判断に対する国民の関心と期待は高まっています。それに伴い、裁判の質についても、判断自体の適正さや手続保障のみならず、理由の通用性や合理的な期間内での解決といったものを求める声が強くなっているところです。

(2) 民事訴訟の審理運営の課題

民事訴訟の審理については、上記のとおり、平均審理期間（特に争点整理期間）が長期化する傾向にあります。その原因としては、事件の複雑困難化や弁護士の急激な増加等による裁判の扱い手の変化が挙げられるものの、争点整理や人証調べ、和解等の実情に関して弁護士や高等裁判所から厳しい指摘もあることに照らすと、裁判所も、民事訴訟法が志向する争点中心型の審理を実現する上で果たすべき役割を十分に果たすことができていない面があることも否定できません。例えば、平成30年度の事務打合せでは、近年、長期化している事件の中には、事案が複雑困難であるにもかかわらず、裁判所と当事者の間で十分な口頭議論がされず、早期の段階で法的判断枠組み等についての共通認識が得られないために、争点が確定しないまま漂流している事件があるのではないかとの指摘があったところです。

こうした審理判断の課題を踏まえると、争点中心型の審理を実現し、紛争の実相を捉えた適切な事案の解決を図るために、争点整理において裁判所と当事者との双方向的なコミュニケーションを通じて真の争点についての認識を共有し、必要十分な人証について集中的な証拠調べを行うとともに、適

正な紛争解決のために積極的に和解勧試を行うこと等が求められているといえます。もっとも、口頭議論をどの段階でどのような形で行うのか、聴取権の行使や争点の絞り込みをどのような方法でどの程度行うのかといった具体的な審理の在り方については、裁判官の間で理解や認識にかなりのばらつきがあるとの指摘もあり、民事訴訟の審理運営の改善を図るためにには、裁判官の間でこうした具体的な審理運営の在り方について認識共有を図る必要があると考えられます。

(3) 民事部の機能の活性化（合議の充実・活用等）

以上を踏まえ、裁判の質の更なる向上を図るために各裁判官がそれぞれ審理運営の改善に取り組むだけでなく、合議の充実・活用等により部の機能を活性化し、さらに、部や庁を越えた裁判官同士の意見交換を充実させるなどして、裁判官の間で具体的な審理運営の在り方について議論をしていくことが必要かつ有効と考えられます。そして、これらの取組を真に実りあるものとするためには、一人一人の裁判官が、自らの審理運営及び判断を省み、その課題を認識した上で、取組が各自の課題の解決に資する実践的・効果的なものとなるよう、主体的、積極的に関与することが望されます。

このような取組への主体的、積極的な関与を促すためには、所長が、部総括を中心とした各裁判官に対し、上からの押し付けにならないような形で、裁判の質の更なる向上が必要であることやそのためには上記の取組が有効であることについての理解を得られるよう、各部の実情を踏まえつつ、継続的に働き掛けを行うとともに、庁としての継続的な検討態勢の構築を支援するなどして取組を後押しすることが重要であると考えられます。

2 簡易裁判所の民事事件について

(1) 民事訴訟

簡易裁判所の民事訴訟の新受件数は、地方裁判所の民事訴訟と同様、平成27年以降、微増が続いている状態にあります。また、国民の権利意識の高まりを背景に本人訴訟の審理が難しくなっていることに加え、交通損害賠償訴訟などの弁護士関与事件も増加しているため、簡易裁判所の事件処理は困難さを増しており、審理期間の長期化等が指摘されています。少額の紛争を

簡易・迅速に解決するという簡易裁判所本来の役割を十分に果たすためには、簡易裁判所が、民事訴訟法上の簡易裁判所の訴訟手続に関する特則の趣旨をいかした適切な審理を実現していく必要があることは当然として、地方裁判所の審理及び判決に慣れた弁護士に対しても、簡易裁判所の在るべき審理運営を理解してもらうよう、各地で弁護士会への働き掛けを実施することが重要であると思われます。

特に、急増し、審理期間の長期化も目立つ交通損害賠償訴訟については、司法研究報告書「簡易裁判所における交通損害賠償訴訟事件の審理・判決に関する研究」において示された審理・判決モデルを実務に定着させるため、各庁において具体的な取組を進める必要があると思われます。

(2) 民事調停

簡易裁判所の民事調停事件の新受件数は減少傾向が続いているところ、民事調停が、紛争解決手段として適切に選択され、期待される役割を果たしていくためには、利用者のニーズに応え、その満足を得られるよう、調停運営の更なる改善を図っていく必要があります。各庁においては、近年、公正かつ合理的な解決を求める利用者のニーズに応えるため、民事調停の機能強化の取組が進められているところですが、民事調停は、公正かつ合理的な解決を図り得るだけでなく、手続の簡易迅速性、非公開性、費用の低廉性、傾聴と社会常識とに基づく条理にかなった解決の可能性といった様々な利点を有しており、これらに対する利用者のニーズも大きいと考えられることから、機能強化の取組においても、調停主任と調停委員が充実した評議を実施し、利用者のニーズや事案についての認識共有を図りつつ、多角的な観点からの検討を行い、単に法的観点を踏まえるだけでなく、これらの幅広いニーズにも十分配慮した調停運営を行っていくことが重要です。

また、民事調停が紛争解決手段として適切に選択されるようにするためにには、調停協会とも連携しつつ、潜在的な利用者の動向等を踏まえ、紛争に巻き込まれた国民が相談を持ち込む窓口の担当者等に、民事調停の制度やその特長・利点を十分に理解してもらうなど、より効果的な広報を積極的に展開することが必要です。さらに、事件数の減少が続く中、調停運営を支えるに

足りる調停委員を安定的に確保していくため、その任命や育成の在り方についても検討することが求められます。

(3) 地方裁判所と簡易裁判所の連携と役割分担

上記のとおり、現在、簡易裁判所においては、事件の困難化等に対応して、いかに紛争解決機能の向上を図っていくかが課題となっていますが、これに対応するためには、簡易裁判所による取組だけではなく、簡易裁判所と地方裁判所がその役割分担を踏まえつつ、密接な連携を図ることによってこそ、大きな成果を得られるものと考えられます。地方裁判所においては簡易裁判所への関心が乏しくなりがちですが、地方裁判所の裁判官への十分な意識付けを行いつつ、地方裁判所と簡易裁判所との間で、具体的な課題の解決に向けて継続的に意見交換を行うなどし、地簡裁連携の取組をより実効性あるものとしていく必要があります。

例えば、改正債権法への対応等は、簡易裁判所単独で進めることは困難な場合が多いため、その進め方も含めて、地方裁判所のサポートが望されます。

3 倒産事件について

(1) 倒産事件の将来的な事件増に備えた事務処理の合理化等について

破産事件の新受件数は、平成15年をピークに年々減少していましたが、平成28年以降、自然人を債務者とする破産事件を中心に増加傾向が続いています。一方で、破産事件の平均処理期間については、近年はほぼ横ばいとなっており、順調な事件処理がうかがわれます。

また、再生事件の新受件数は、通常再生事件については平成20年以降、年々減少しているものの、個人再生事件は平成27年以降、毎年10%を超える割合で増加しています。一方で、再生事件の平均処理期間については、破産事件と同様、近年はほぼ横ばいとなっており、順調な事件処理がうかがわれます。

このように、破産事件や再生事件の処理状況は、全般的に比較的良好な状態にあるといえますが、特に、自然人を債務者とする破産事件や個人再生事件については、今後も、新受件数の増加傾向が続くことが見込まれます。

したがって、一層の事件増に備えて、各倒産事件における各種の事務が合

理的かつ効率的な事務フローとなるよう改めて見直しを図る必要があるものと考えられます。

(2) 管財人等の育成について

破産事件の新受件数は増加傾向にあり、また、破産管財人の選任率は高い水準を維持しています。今後の事件増の見込みや若手弁護士の増加を踏まえると、若手の破産管財人の育成と管財人候補者の世代交代を進める必要があることはもとより、複雑・困難事件に対応できる管財人候補者を育成していくことも喫緊の課題であると考えられます。

加えて、通常再生事件に関与した経験のある弁護士が少なくなっています。裁判所としても、監督委員等機関候補者の確保・育成を進めるとともに、円滑に事件処理できるようにノウハウの継承や運用改善を進めていくことも必要になります。

なお、破産管財人等の選任に客觀性と公平性が求められることはいうまでもなく、万が一にも裁判所の選任が不当に偏っているとの誤解を受けぬよう、選任の適正には常に留意することが求められます。

(3) 破産事件における同時廃止と管財事件の振り分け基準の見直しについて

破産事件における同時廃止と管財事件の振り分け基準や管財事件の最低予納金額といった、利用者の経済的利害に直結する基準について、本庁・支部間や隣接庁間で少なからぬ差異が生じていましたが、平成27年以降、当該差異の解消に向けた見直しの取組が全国的に検討・実施されています。現在は、全国の地裁本庁の8割強が見直し済みとなっていますが、引き続き、検討が進んでいない庁に対するフォローアップを行っていく必要があります。

4 民事執行事件について

(1) 不動産執行事件

不動産執行事件は、景気回復や中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために臨時措置に関する法律（平成25年3月31日失効）の影響を受けて、平成22年度以降減少しており、その傾向は同法の失効後も続いていますが、平均審理期間は全国平均で8.9か月と短縮されており、売却率についても、全国で80%を超える年が続くなど、高い水準を維持しています。

このように、不動産執行事件の処理はおおむね順調に行われているところですが、金融機関からは、不動産競売は処理期間や価格の面で利用しにくいという意見もあり、このような利用者の意見を踏まえつつ、より迅速で質の高い運用を不斷に追求していくことが求められています。こうした観点から、平成28年度の協議会において、競売市場修正率の見直し及び処理期間の短縮化の方策について議論され、平成29年度の協議会においても、競売市場修正率の見直しについて、前年度の協議会後の各庁の検討状況や見直しをした府におけるその効果等の実情の紹介がありました。これらの協議会での議論も踏まえ、売却率、入札数、売却基準価額と売却額との乖離の程度等に関する客観的なデータを基に、裁判所と評価人候補者との間で定期的な協議を行いながら、競売市場修正率の見直しの要否や範囲を検討していくことが重要であると考えられます。また、処理期間の短縮化についても、個々の手続の短縮化という観点にとどまらず、手続全体という観点からも計画的かつ整合性のあるスケジュールを検討、構築していくことが必要であると考えられます。

(2) 執行官をめぐる状況

ア 指導監督の充実

執行官は、独立かつ単独制の司法機関であり、職務のほとんどが庁舎外で行われることから、不適切な事務処理に陥りやすい面があり、近時もそうした不適切処理がなお散見されます。適正な事務処理の確保は、第一次的には各執行官及び総括執行官の責任ですが、監督官等にも監督責任があることはいうまでもなく、過去の過誤事例を見ると、監督官等が十分な関心を払っていれば防止できた例が少なくありません。

加えて、近時、執行事件の減少に伴って執行官数は大幅に減少しており、1人配置や無配置の支部も増加して、執行官室内部の相互研鑽や相互監視も利きにくい状況になっています。さらには、外部採用者が増加しており、公務員倫理や裁判事務の習熟度合いにも差が生じています。このような状況を踏まえ、日常の指導監督の充実強化（例えば、総括執行官等による記録査閲や監督官等と総括執行官との定期的なミーティングの実施など）、

特に年2回の事務査察での適切な重点査察事項の選定、過誤や不正が生じやすい部分の重点的な点検及び増加する外部採用者の育成や日常の指導についても、監督官等の積極的な関与が求められています。

イ 解放実施

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「ハーグ条約実施法」という。）に基づく解放実施については、国内外の関心が非常に高まっており、現に解放実施が申し立てられた事件が、いずれも奏功することなく終局していることから、米国から執行の在り方について批判が向けられているほか、ヨーロッパ各国からも執行の状況について注視されています。もちろん、ハーグ条約実施法によって執行官の権限に制約が設けられている以上、行使できる権限には限界がありますが、その範囲内で最大限の権限行使をして返還命令の実現に当たるべきことは当然であり、そのためには、解放実施前に、債権者、外務省、家庭裁判所等と綿密な事前準備を行い、監督官等の十分な関与の下、子の返還の実施に向けて万全な態勢を整えておくことが重要となっています。

5 地方裁判所の行政事件について

（1）行政事件をめぐる動向と審理運営上の課題

地方裁判所における行政訴訟事件の新受件数は、平成18年以降、2000件を超える水準で推移しており、国民の権利意識の高まりや法曹人口の増大、行政活動の複雑多様化に応じて、今後も事件数が高い水準で推移することや、事件が複雑困難化することが見込まれます。

行政訴訟事件は、訴訟法上、複雑な訴訟類型が存在するだけでなく、事実関係の存否よりも詳細な法令や行政基準からなる行政実体法規の解釈が争点となることが多いという特徴があるところ、裁判所が、争点を的確に把握して当事者の主張を適切に整理した上で、通用力の高い妥当な判断をするためには、行政活動やその背景となる社会経済活動の実像を把握しつつ、関係法令の構造を踏まえた法解釈を行うことが肝要です。このような観点から、裁判所は、当事者に適切に主張立証を促すとともに、自らも関連する判例・学説を調査するなどして合議を充実したものとすることにより、判断の質を高

めていくことが求められます。

なお、上記事件動向を示す統計資料や審理運営の参考となる実情調査の結果概要等については、J-NETポータルの行政・労働・知財情報データベース（G-desk）に掲載されているため、各庁において参考にしてください。

(2) 行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成16年法律第84号）の施行後の状況等

改正法施行後、同法に定められた規定を踏まえた訴訟の提起が定着しております。改正法の理念に沿った最高裁判例も積み重ねられている状況にあります。

なお、改正法附則50条に基づく改正後の施行状況に関する検討等については、法務省は、直ちに行訴法の見直しを実施する必要があると判断することはできないとしつつ、政府として講すべき措置の有無について引き続き注視する旨の立場を表明している一方、日弁連は、「民事司法を利用しやすくする懇談会」の最終報告書において、行訴法の第二次改正の必要性を強調するなどしています。

6 地方裁判所の国家賠償事件について

地方裁判所を第一審とする国家賠償事件の新受件数は、平成27年以降増加基調にあるところ、事件類型別に見ると、その4割前後をB型肝炎訴訟が占めています。B型肝炎訴訟は、1件当たりの原告数も複数に上るものが多いことから、今後も未済事件数が増加し、それに伴い審理期間も長期化することが懸念されます。今後も提訴動向を注視しつつ、個々の事件について、適正迅速な解決が図られるよう事務処理上の工夫の集積や共有を図る必要があると考えられます。

7 労働関係事件について

(1) 労働関係事件をめぐる動向と審理運営上の課題

地方裁判所における労働関係民事訴訟事件については、新受件数が平成21年に急増して以降、3000件を超える高水準のまま推移する中、未済件数が年々増加し、審理期間も長期化しています。労働審判制度については、

制度開始以来、概ね順調に運用され、終局事件全体の約7割で調停が成立し、これに労働審判が確定したものと合わせると8割弱が最終的な解決に至っている一方で、近時は新受件数が3000件を超える高水準で推移するほか、制度開始当初に比べて幅広い事案が申し立てられるようになっているなどの事情がうかがわれます。

このような労働関係事件における審理運営上の課題を把握し、これに対する司法行政上の施策を実施する観点から、平成28年10月、労働関係事件事務打合せ（中央協議会）を開催しました。また、同様の観点から、毎年、主にテレビ会議システムを利用して、複数の地方裁判所の本庁及び支部について実情調査を実施しています。

労働関係事件については、近時の割増賃金請求事件の増加や、事件の複雑化・困難化等の傾向にも対応し、各庁において、その実情に応じて適正迅速に処理するための取組を進める必要がありますので、その際には、同事務打合せや実情調査の結果要旨も参考にしてください。

(2) 労働審判事件取扱支部の拡大

労働審判事件は、全国の地裁本庁と東京地裁立川支部及び福岡地裁小倉支部において取扱いがされていましたが、平成29年4月から、新たに静岡地裁浜松支部、長野地裁松本支部及び広島地裁福山支部でも取扱いが開始され、順調に運用されています。今後も、労働審判事件を支部で取り扱うかどうかについては、予想される労働審判事件数や本庁に移動するための所要時間等の利便性を基本としつつ、事務処理態勢、労働審判事件の運用状況及び労働審判員の安定的な確保等を含めた地域的な個別事情を総合的に勘案して判断されることになります。

(3) 適切な解決機関及び解決手続の選択の促進

労働関係事件の適正迅速な解決のためには、当事者による適切な解決機関及び解決手続の選択を促す必要があるところ、そのためには裁判所における各手続の特徴を受付窓口で教示する方法を地裁・簡裁間で協議したり、弁護士会や労働局との協議会等において各手続の特徴等について共通認識を持つ機会を設けたりすることが有益であると考えられます。

(4) 労働審判手続におけるテレビ会議の活用に向けた取組

労働審判手続におけるテレビ会議の活用に向けて、これまでパイロット庁を選定し（平成28年2月に静岡地裁、神戸地裁、名古屋地裁、福岡地裁及び釧路地裁を、平成29年1月に更に水戸地裁、宇都宮地裁及び福島地裁を選定しました。），積極的な周知等の取組を重点的に行っていただきましたが、その結果を踏まえ、平成30年1月からは、同取組を全地裁において行っていただくようお願いしています（パイロット庁を選定して行う取組は終了しました。）。実際にテレビ会議の方法による期日を実施した事件が徐々に増加しているところ、その実施状況等については、取りまとめの上、行政・労働・知財情報データベース（G-desk）に掲載するなどして情報提供していますので、今後の各庁における取組の参考としてください。

8 知的財産権関係民事事件について

(1) 知的財産権関係民事事件をめぐる動向と審理運営上の取組

地方裁判所における知的財産権関係民事通常訴訟事件の新受件数は、概ね500件程度で推移してきましたが、平成29年は著作権関係の大量提訴が影響し、691件と大幅に増加しました。また、知財高裁における審決取消訴訟事件の新受件数は、平成25年以降減少傾向にあり、平成29年には、236件と、過去10年で最も少い件数となりました。

知的財産戦略本部（本部長・内閣総理大臣）による知的財産推進計画2018においては、特許法等改正により導入される、裁判所が書類提出命令等においてインカメラ手続で書類等の提出の必要性を判断できる制度及び同手続に専門委員が関与できるようにする制度の適切な運用並びに海外へ向けた知財関係裁判例などの情報発信の充実が期待されています。これら的情勢から、前記各制度を実務に定着させていくことが重要となっています。

(2) 国際交流・情報発信

経済活動のグローバル化に伴う知財紛争の国際化に対応するため、裁判官の国際会議への出席や海外からの訪問者の受け入れを行っています。こうした国際化の要請への取組の一環として、平成29年度には、裁判所が主体となり、法務省、特許庁などとも共催し、日本、中国、韓国及びASEAN諸

国の知財紛争処理に関わる実務家を招いた国際知財司法シンポジウム2017が開催され、活発な議論が行われました。これに続いて平成30年度には、欧米の裁判官等を招き、国際知財司法シンポジウム2018が10月31日及び11月1日に開催されたほか、法務省主導の知財司法シンポジウムが11月30日に開催され、裁判所も主催者として関与しました。

また、知財高裁ウェブサイトを中心として知財訴訟の判決（判決要旨等の英訳を含む。）等を公表するなど、各種情報の発信を行っています。

(3) ビジネス・コート

平成33年（2021年）頃には、「東京高地裁中目黒分室（仮称）」に、知財高裁や東京地裁の知財部等、ビジネス関係の訴訟や倒産事件を専門的に扱う部門を集約して移転する計画であり、備品整備等を検討しています。

目 次【立法・法改正編】

1. 民事関係の法令の改正等について

- (1) 民事裁判手続等の I T 化
- (2) 民事執行法改正の動向
- (3) 会社法改正の動向
- (4) 公益信託法改正の動向
- (5) 所有者不明土地問題について
- (6) その他

2. 行政法関係の法改正について

- (1) 行政不服審査法及び整備法について
- (2) 地方自治法について

3. 国家賠償事件に関する法改正等について

- (1) C型肝炎に関する特別措置法について
- (2) 旧優生保護法下で行われた不妊手術に関する救済法案の立法動向

4. 労働法関係の法改正について

- (1) 働き方改革実行計画を踏まえた法改正の動向
- (2) 解雇無効時の金銭救済制度について
- (3) 賃金債権等に係る消滅時効の見直しについて
- (4) パワーハラスメント防止対策等について

5. 知的財産権関係の法改正について

- (1) 特許法改正の動向
- (2) 著作権法改正の動向

1 民事関係の法令の改正等について

(1) 民事裁判手続等のIT化

民事裁判手続のIT化については、平成30年3月30日に内閣官房の「裁判手続等のIT化検討会」の検討結果が取りまとめられたことを受けて、現在、公益社団法人商事法務研究会に設置された「民事裁判手続等IT化研究会」（裁判所も関係省庁として参加）において、民事裁判手続等をIT化した場合の法制的な問題点や実務上生じ得る問題点の整理が進められています。検討は、訴えの提起から上訴までの手続の流れに沿って行われており、来年3月を目途に論点整理を中心とした検討（1読）が終了し、来年4月以降に法制審への諮問に向けたより具体的な検討（2読）が行われる予定となっています。裁判所としても、同研究会での議論に対応しつつ、運用の検討や環境整備を迅速かつ着実に進めていく所存です。

なお、上記の取りまとめにいう民事訴訟手続の全面IT化は、単に従来の手続にITを導入するというにとどまるものではなく、民事訴訟手続の在り方全体の抜本的な見直しを迫るものとしてとらえるべきものであり、その検討は、裁判官や裁判所書記官等によるこれまでの取組を基礎としつつ、現行法の下での20年間のプラクティスを省み、裁判の質を更に高めるという観点から、柔軟かつ大胆な発想をもって行うことが求められると考えます。

このように、民事訴訟手続のIT化は、裁判の質の更なる向上を図る重要な契機となるべきものであり、検討を進めるに当たっては、裁判所全体で幅広く意見交換等をしていくことが必要です。特に、将来の裁判所を担う裁判官、裁判所書記官その他の職員には、積極的に議論に参加することが期待されます。

また、知的財産戦略本部による知的財産推進計画2018において、知的財産権関係訴訟手続においてもIT化の推進が期待されています。

民事訴訟手続のIT化の検討状況については、J・NETポータルの民事情報データベース（ミンフォ）及び行政・労働・知財情報データベース（G-desk）に掲載するなど、様々な手段を通じて、隨時お知らせしていく予定です。

おって、倒産手続のIT化についても、事業再生研究機構による「倒産手続のIT化研究会」において、現行法のプラクティスを前提としたIT技術の活用等について検討が進められています。当該研究会には、東京地裁民事第8部及び民事第20部から各1名の裁判官がオブザーバーとして参加しており、研究会での議論の状況について適宜情報提供を受けています。

(2) 民事執行法等改正の動向

民事執行法制の見直しについては、法制審議会民事執行法部会における調査・審議の結果、平成30年8月31日の第23回部会で民事執行法制の見直しに関する要綱案が取りまとめられ、この要綱案が10月4日の法制審議会総会において要綱として採択され、法務大臣に答申されました。法務省によれば、平成31年通常国会に法案を提出する予定のことであり、平成32年の早い時期の施行が見込まれています。

その主な改正項目は、①債務者財産の開示制度の実効性の向上、②不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策、③子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化、④債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し、⑤差押禁止債権をめぐる規律の見直し、⑥国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直しです。

(3) 会社法改正の動向

法制審議会会社法部会（企業統治等関係）において調査・審議が行われており、平成30年2月に中間試案がとりまとめられ、パブリック・コメントが実施されました。同部会では、次期通常国会への法案提出を目指して、要綱案の取りまとめに向けた調査・審議が行われています。その主な改正検討項目は、株主総会資料の電子提供制度の創設や社外取締役の義務付けを始め、多岐にわたりますが、裁判実務に影響があるものとしては、株主提案権の数及び内容の制限に関する規律の整備、株式交付制度の創設（株式交付の無効の訴え）、取締役に対する責任追及等の訴えにおける和解につき監査役等の全員の同意を得るものとすることなどがあります。

(4) 公益信託法改正の動向

法制審議会信託法部会において調査・審議が行われており、平成30年1月18日に要綱案が取りまとめられる予定です。その主な改正検討項目は、公益信託法全般の見直しであり、受託者の辞任、解任及び選任、信託の変更命令を始めとする信託法上の非訟手続と同様の手續が公益信託法においても設けられる見込みです。

(5) 所有者不明土地問題について

所有者不明土地問題に関しては、平成29年10月に登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会が設置されるなどして検討が進められており、平成30年6月に、国又は地方公共団体の長に不在者財産管理人及び相続財産管理人の選任の申立権を付与することなどを定める所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が成立したほか、同研究会の中間取りまとめ報告書が公表されました。この報告書においては、対抗要件主義の検証、相続登記の義務化、変則型登記の解消、登記手続の簡略化、所有権放棄、相隣関係、共有地の管理、財産管理等につき検討を行うものとされています。

このうち、不動産登記の表題部所有者欄に「A外3名」「惣代B」などと記載され、そのままで所有権保存の登記手続を行うことができない変則型登記の解消に関しては、次期通常国会へ関連法案の提出を目指すという方針が示されています。具体的な方策としては、登記官が職権で調査を行い、表題部所有者を更正するという規律が示されていますが、調査を行っても所有者を特定することができない場合への対応策についても検討が行われており、地方裁判所が、利害関係人の申立てに基づき、所有者不明土地の管理者を選任し、当該管理者が管理処分を行うという規律が示されています。それ以外の民事基本法制の見直しについては平成31年度に法制審議会へ諮問し、平成32年度に法改正を行うという方針が示されています。

(6) その他



既に成立した改正法に関しては、債権法に関する改正法が平成32年4月

1日から、相続法に関する改正法が平成31年7月1日から、それぞれ一部の規定を除いて施行されます。その他、民法（成年年齢の見直し）、商法（運送・海商）、消費者契約法といった改正法の施行も予定されています。

2 行政法関係の法改正について

(1) 行政不服審査法及び整備法について

処分に関与していない職員である審理員の主宰する審理や第三者機関の点検等による公正性の向上、不服申立前置の見直し等を内容とする、「行政不服審査法」及び「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が、平成28年4月1日から施行されています。

(2) 地方自治法について

平成29年6月2日、「地方自治法等の一部を改正する法律」が成立し、同月9日に公布されました。同法は、地方公共団体の長等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を条例において定めることを可能にすることなどを内容とするものであり、一部の規定を除き、平成32年4月1日から施行されます。

3 国家賠償事件に関する法改正等について

(1) C型肝炎に関する特別措置法について

平成29年12月8日、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律」が成立し、同月15日に公布され、同日から施行されました。同法は、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の請求期限を5年延期するものです。

(2) 旧優生保護法下で行われた不妊手術に関する救済法案の立法動向

旧優生保護法下で不妊手術を受けた障害者らに対し、一律の一時金を支給すること等を内容とする救済法案が検討されており、平成31年の通常国会での成立が見込まれています。

4 労働法関係の法改正について

(1) 働き方改革実行計画を踏まえた法改正の動向

「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）の実現に向けて、①時間外労働の上限規制の導入、②高度プロフェッショナル制度の創設、③正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の是正等を主な内容とする働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案が、第196回国会において、平成30年6月29日に可決・成立し、同年7月6日に公布されました。現在、その施行に向け、政省令やガイドライン（指針）の制定に向けた検討が行われています。

（2）解雇無効時の金銭救済制度について

厚生労働省に設置された「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」が平成29年5月に取りまとめた報告書等を受けて、平成30年6月12日から同省において、「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」が開催され、議論が行われています。

（3）賃金債権等に係る消滅時効の見直しについて

民法が改正され、職業別の短期消滅時効が廃止されたことなどを踏まえて、厚生労働省において賃金債権等に係る消滅時効の在り方についての検討が行われています。

（4）パワーハラスメント防止対策等について

厚生労働省の労働政策審議会雇用環境・均等部会において、女性の活躍の推進のための対策及びパワーハラスメント防止対策等に対する検討が行われていました。その結果、法律において、事業主に対しパワーハラスメント防止措置を義務付けることなどを適当とする報告書が取りまとめられ、平成30年12月14日、厚生労働大臣に対し建議が行われました。

5 知的財産権関係の法改正について

（1）特許法改正の動向

知的財産推進計画2017において、適切かつ公平な証拠収集手続の実現が求められ、書類提出命令の必要性判断におけるインカムラ手続の導入と同手続への専門委員の関与を可能とする特許法改正法（実用新案法、意匠法、商標法に準用、不正競争防止法は同様の改正）が、平成30年5月30日に公布され、平成31年7月1日から施行されます。

また、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において、証拠収集手続について立法的な措置を講ずるとの方向性が示されました。現在、議論が行われており、平成31年の通常国会への改正法案提出を目指しています。

(2) 著作権法改正の動向

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、漫画などの海賊版サイトにインターネット利用者を誘導するリーチサイトを規制するための著作権法改正に向けた検討が進められています。権利保護の実効性を確保するための差止請求の制度などが検討項目として挙げられ、平成31年の通常国家へ改正法案が提出される予定です。

また、内閣府の知的財産戦略本部に設置された「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」において、悪質な著作権侵害サイトについてサイトブロッキングができるようにする制度整備については、中間とりまとめをまとめられないまま無期限延期となっています。サイトブロッキングを法制化する場合には、司法型になり、著作権法にこれを規定することが予定されていました。